

パブリックコメントに対する市の考え方

(新見市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(案))

番号	ご意見等	市の考え方
1	<p>P2</p> <p>第1章 計画の概要</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>関連する計画の中に「国保事業実施計画・特定健康診査等実施計画(国保データヘルス計画)」を書き加えてはどうか</p>	<p>データヘルス計画は新見市が国民健康保険の保険者として作成しているもので、国保部分のみであります。住民の約20%を占めている保険であり関連はありますが、そのほかにも後期高齢者医療保険の計画など関連する多くの計画と併せて『その他関連計画』の一つとして位置づけており、個別の記載は考えておりませんので、ご理解頂きたいと思います。</p>
2	<p>P42</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>基本目標3 地域生活支援の充実</p> <p>4 住まいの確保</p> <p>今後市営住宅を建設する計画があるのか。P19の(3)のアンケートによると精神の人の住まいの相談や不動産業者や貸主の方の理解を求めることが必要だと考えるが、対策は盛り込まれないのか。</p>	<p>市営住宅の新築等の計画は今のところありませんが、障がい者計画は平成30年4月～平成36年3月の6年間の長期計画となっていることから、今後市営住宅の新築や改築の計画が出た場合を想定し記載しています。</p> <p>また、不動産業者等の理解を求めることについては、必要と考えますので、以下のとおり改めます。</p> <p>「居住支援サービスの充実」</p> <p>障がい者の地域生活の場として必要な共同生活援助(グループホーム)の充実をはじめ、不動産業者等にバリアフリーの理解を求め、適切な居住基盤の整備促進に努めます。</p>

<p>3</p>	<p>P81</p> <p>第5章 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画</p> <p>5 地域生活支援事業の見込みと 確保方策</p> <p>(1) 必須事業</p> <p>P 8 1 の項目に P 4 5 にある市民 後見人の育成事業を加えてはどうか。</p>	<p>P 8 1 については、「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための 法律（障害者総合支援法）」における地域 生活支援事業の必須事業のみを掲載する こととしています。市民後見人の育成は 必須事業ではないため、掲載は考えてい ませんのでご理解頂きたいと思ひます。</p>
----------	---	---